

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準案の概要

平成18年8月

国土交通省

※ 灰色着色部分は、現行の公共交通移動円滑化基準からの修正点を指す。

I 旅客施設共通

1. 移動等円滑化された経路の設定

- (1) 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動等円滑化された経路」という。）を、乗降場ごとに1以上設けること。
- (2) 移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- (3) 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（I4. (5)の基準に適合するものに限る。）又はエレベーター（I6.の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、(2)の基準によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も同様とする。

2. 移動等円滑化された経路及び公共用通路の出入口

- (1) 有効幅は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 有効幅は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
 - ② 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とするること。
- (3) 原則として、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

3. 通路

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 段を設ける場合は、当該段は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくすること等により段を容易に識別できるものとする。
- ② 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (3) 移動等円滑化された経路を構成する通路にあっては、上記(1)及び(2)のほか、次の基準に適合すること。
 - ① 有効幅は、140cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができる。
 - ② 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 有効幅は、90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。
 - ロ 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - ③ 原則として、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - ④ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な照度を確保するための照明施設を設けること。

4. 傾斜路

- (1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）のこう配部分は、その接続する通路との明度差を大きくする等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (4) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (5) 移動等円滑化された経路を構成する傾斜路にあっては、上記(1)から(4)のほか、次の基準に適合すること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ① 有効幅は、120cm以上とすること。ただし、段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。
 - ② こう配は、12分の1以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、8分の1以下とすることができる。
 - ③ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

5. 階段（踊り場を含む。以下同じ。）

- (1) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、

この限りでない。

- (2) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
- (3) 回り段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 踏面の端部は、全長にわたって周囲の部分との色の明度の差を大きくすること等により容易に段を識別できるものとする。
- (6) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (7) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な照度を確保するための照明施設を設けること。

6. 移動等円滑化された経路を構成するエレベーター

- (1) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、80cm以上とすること。
- (2) かごの内法幅は140cm以上とし、内法奥行きは135cm以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
- (3) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、(2)ただし書に該当する場合はこの限りでない。
- (4) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内にかご内及びかご外の状況を映し出す設備がそれぞれ設けられていることにより、かご外とかご内が双方向に視覚的に確認できる構造であること。
- (5) かご内に手すりを設けること。
- (6) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有すること。
- (7) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (8) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (9) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (10) かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字をはり付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (11) 乗降ロビーの有効幅は150cm以上とし、有効奥行きは150cm以上とすること。
- (12) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止

する階が2のみである場合は、この限りでない。

7. 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター

- (1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくすること等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の明度の差を大きくすること等によりくし板と踏み段の境界を容易に識別できるものとする。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
- (7) 有効幅は、80cm以上とすること。
- (8) 踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。

※ (7)及び(8)については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

8. 視覚障害者誘導用ブロック等

- (1) 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。
- (2) (1)により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等とI6.(10)の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、I11.(2)により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及びI13.の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、(1)ただし書に該当する場合は、この限りでない。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロックを敷設すること。

9. 運行情報提供設備

車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

10. 標識

- (1) 昇降機、傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）、便所、乗車券等販売所若しくは休憩設備（以下これらを「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又はI 11.の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。
- (2) (1)の標識は、日本工業規格■■■に適合する図記号を含むこと。

11. 移動等円滑化のための主要な設備の配置等の案内

- (1) 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。(2)において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（I 1. (3)前段により昇降機を設けない場合にあつては、I 1. (3)前段にいう他の施設のエレベーターを含む。以下同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- (2) 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (3) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び進行方向を音声により知らせる設備を設けること。

12. 便所

- (1) 便所を設ける場合は、当該便所は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
 - ② 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - ③ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器その他これに類する小便器を設けること。
 - ④ ③により設けられる小便器には、手すりを設けること。
- (2) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - ① 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けること。
 - ② 車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所とすること。
- (3) (2)①の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、I 3. (3)に掲げる基準に適合すること。

- ② 出入口の有効幅は、80cm以上とすること。
 - ③ 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。
 - ④ 出入口には、車いす使用者その他の高齢者、**障害者等**の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設けること。
 - ⑤ 出入口に戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - 1) 有効幅は、80cm以上とすること。
 - 2) 車いす使用者その他の高齢者、**障害者等**が容易に開閉して通過できる構造とすること。
 - ⑥ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。
- (4) (2)①の便房は、次に掲げる基準に適合すること。
- ① 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - ② 出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、**障害者等**の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。
 - ③ 腰掛便座及び手すりを設けること。
 - ④ 高齢者、**障害者等**の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。
- (5) (3)②、⑤及び⑥の基準は、(4)の便房について準用する。
- (6) (3)①から③まで、⑤及び⑥並びに(4)②から④までの基準は、(2)②の便所について準用する。この場合において、(4)②中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

13. その他の旅客用設備

(1) 乗車券等販売所

乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① **移動等円滑化**された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、**13. (3)**に掲げる基準に適合すること。
- ② 出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 有効幅は、80cm以上とすること。
 - ロ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - 1) 有効幅は、80cm以上とすること。
 - 2) 車いす使用者その他の高齢者、**障害者等**が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- ハ この場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- ニ 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- ③ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
- ④ **常時勤務する者を置く場合には、聴覚障害者が文字によりコミュニケーション**

ンを図るための設備を設けること。

(2) 待合所及び案内所

待合所及び案内所を設ける場合には、(1)の基準（待合所にあつては④を除く。）を準用する。

(3) 券売機

乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(4) 休憩設備

高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

II 鉄軌道駅

1. 改札口

- (1) 移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合は、そのうち1以上は、有効幅を80cm以上とすること。
- (2) 鉄軌道駅において自動改札装置を設ける場合にあっては、当該自動改札装置又はその周辺において、当該自動改札装置への進入の可否を示すことにより、当該自動改札装置に到達する前に当該自動改札装置への進入の可否を容易に視認できるようにすること。

2. プラットホーム

- (1) プラットホームの縁端と鉄軌道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄軌道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
- (2) プラットホームと鉄軌道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) プラットホームの縁端と鉄軌道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
また、当該車いす使用者の乗降を円滑にするための設備は、車いすの使用による荷重に対して十分な強度を有すること。
- (4) 排水のための横断こう配は、1パーセントを標準とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 次の①又は②に掲げるプラットホームの区分に応じ、当該①又は②に掲げる設備を設けること。
 - ① 鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定している駅であって、かつ、設備によって列車を定位置に停止させることが可能な駅のプラットホーム ホームドア又は可動式ホームさく（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）
 - ② ①に掲げるプラットホーム以外のプラットホーム ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備
- (7) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
- (8) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (9) 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な照度を確保するための照明施

設を設けること。

※ (4)及び(8)の基準は、ホームドア又は可動式ホームさくが設けられたプラットホームについては適用しない。

3. 車いす使用者用乗降口の案内

鉄軌道駅の適切な場所において、**VI**2. (1)の基準により列車に設けられる車いすスペースに通ずる**VI**1. (3)の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示すること。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。

Ⅲ バスターミナル

1. 乗降場

- (1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「バス車両用場所」という。）に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けること。
- (3) 当該乗降場に接して停留するバス車両に車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものとする。

IV 旅客船ターミナル

1. 乗降用設備

旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という。）を設置する場合は、当該乗降用設備は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 有効幅は、90cm以上とすること。
- ② 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- ③ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

2. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の例外

乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、**I**8.の基準にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

3. 転落防止設備

視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設けること。

V 航空旅客ターミナル

1. 保安検査場

- (1) 航空旅客ターミナル施設の保安検査場（航空機の客室内への銃砲刀剣類等の持込みを防止するため、旅客の身体及びその手荷物の検査を行う場所をいう。以下同じ。）において門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けること。
- (2) (1)の通路の有効幅は、90cm以上とすること。
- (3) 保安検査場の通路に設けられる戸については、I3. (3)②口の基準は適用しない。

2. 旅客搭乗橋

- (1) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋（航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間に設けられる設備であって、当該乗降口に接続して旅客を航空旅客ターミナル施設から直接航空機に乗降させるためのものをいう。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、②、③及び④については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - ① 有効幅は、90cm以上とすること。
 - ② 旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。
また、当該車いす使用者の乗降を円滑にするための設備は、車いすの使用による荷重に対して十分な強度を有するものとする。
 - ③ こう配は、12分の1以下とすること。
 - ④ 手すりを設けること。
 - ⑤ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) 旅客搭乗橋については、I8. の基準にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

3. 改札口

各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅を80cm以上とすること。

VI 鉄軌道車両

1. 旅客用乗降口

- (1) 旅客用乗降口の床面の縁端とプラットホームの縁端との間隔は、鉄軌道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (2) 旅客用乗降口の床面とプラットホームとは、できる限り平らとすること。
- (3) 旅客用乗降口のうち1列車ごとに1以上は、有効幅を80cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 旅客用乗降口の床面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 旅客用乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備を設けること。
- (6) 車内の段の端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくすること等により、車内の段を容易に識別できるものとする。

2. 客室

- (1) 客室には、1列車ごとに1以上の車いすスペースを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 通路及び客室内には、手すりを設けること。
- (3) 便所を設ける場合は、そのうち1列車ごとに1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 1.(3)の基準に適合する旅客用乗降口と(1)により設けられる車いすスペースとの間の通路のうち1以上及び当該車いすスペースと(3)の基準に適合する便所との間の通路のうち1以上の有効幅は、それぞれ80cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 次に停車する鉄軌道駅の駅名その他の当該鉄軌道車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。
- (6) 客室内の旅客用乗降口の戸又はその周辺には、当該列車における当該車両の位置その他の情報を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、車両の編成が固定されていない等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3. 車体

- (1) 鉄軌道車両の連結部（常時連結している部分に限る。）には、プラットホーム上の旅客の転落を防止するための設備を設けること。ただし、プラットホームの設備等により旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。
- (2) 車体の側面に、鉄軌道車両の行き先及び種別を見やすいように表示すること。ただし、行き先又は種別が明らかな場合は、この限りでない。

4. 公共交通特定事業計画に基づき、軌道経営者が旅客の運送を行うために使用する車両等を床面の低いものとする場合にあっては、当該車両等の床面の地上面からの高さは、40cm以下とすること。

Ⅶ 自動車

◎バス車両

1. 乗降口

- (1) 乗降口の踏み段は、その端部とその周囲の部分との色の明度の差を大きくすること等により踏み段を容易に識別できるものとする。
- (2) 乗降口のうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 有効幅は、80cm以上とすること。
 - ② スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）を備えること。

2. 床面

- (1) 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、65cm以下とすること。
- (2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

3. 車いすスペース

バス車両には、次に掲げる基準に適合する車いすスペースを1以上設けること。

- (1) 車いすを固定することができる設備を備えること。ただし、車いす使用者が後ろ向き状態で利用する車いすスペースであって背あてが設けられているものについては、この限りでない。
- (2) 車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものとする。
- (3) 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車いす使用者が利用できる位置に、当該ブザその他の装置を備えること。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合すること。

4. 通路

- (1) 1.(2)の基準に適合する乗降口と車いすスペースとの間の通路の有効幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの有効幅）は、80cm以上とすること。
- (2) 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けること。

5. 運行情報提供設備等

- (1) 車内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。
- (2) バス車両には、車外用放送設備を設けること。
- (3) バス車両の前面、左側面及び後面に、自動車の行き先を見やすいように表示す

ること。

6. 適用除外

- (1) 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの基準により難しい特別の事由があると認定したバス車両については、1. から5. まで（1. (1) 及び2. (2) を除く。）に掲げる基準のうちから当該地方運輸局長が当該バス車両ごとに指定したものは、適用しない。
- (2) (1) の認定は、条件又は期限を付して行うことができる。
- (3) (1) の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。
 - ① 氏名又は名称及び住所
 - ② 車名及び型式
 - ③ 車台番号
 - ④ 使用の本拠の位置
 - ⑤ 認定により適用を除外する規定
 - ⑥ 認定を必要とする理由
- (4) 地方運輸局長は、次の①又は②のいずれかに該当する場合には、(1) の認定を取り消すことができる。
 - ① 認定の取消しを求める申請があったとき。
 - ② (2) による条件に違反したとき。

◎福祉タクシー車両

1. 車いす等対応車

- (1) スロープ板若しくはリフト又は寝台若しくは担架（以下「寝台等」という。）その他の車いす使用者又は寝台等使用者の乗降を円滑にする設備を備えること。
- (2) 車いす又は寝台等のスペースを一以上設けること。
- (3) 車いす又は寝台等の用具を固定することができる設備を備えること。
- (4) 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (5) 聴覚障害者が文字によりコミュニケーションを図るための設備を設けること。

2. 回転シート車

- (1) 助手席又は後部座席の一部に回転する設備を設けること。
- (2) 折り畳んだ車いすを備えておくスペースを一以上設けること。
- (3) 事業者名、車両番号、運賃及び料金その他の情報を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (4) 聴覚障害者が文字によりコミュニケーションを図るための設備を設けること。

VIII 船舶

1. 乗降用設備

船舶に乗降するためのタラップその他の設備を備える場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とすること。
- (2) 有効幅は、80cm以上とすること。
- (3) 手すりを設けること。
- (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

2. 出入口

(1) 旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）のうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 有効幅は、80cm以上とすること。
- ② スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備を備えること。

(2) 車両区域の出入口のうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① 有効幅は、80cm以上とすること。
- ② スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備を備えること。
- ③ 高齢者、**障害者等**が車両から乗降するための場所であって、次に掲げる基準に適合するもの（以下「乗降場所」という。）を設けること。

イ 有効幅は、350cm以上とすること。

ロ 車両区域の出入口に隣接して設けること。ただし、乗降場所と車両区域の出入口との間に有効幅が80cm以上である通路を1以上設ける場合は、この限りでない。

ハ 乗降場所であることを示す表示を設けること。

3. 客席

(1) 航行予定時間が8時間未満の船舶の客席のうち旅客定員25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① いす席、座席又は寝台とすること。
- ② 高齢者、**障害者等**の円滑な利用に適した構造とすること。
- ③ 手すりを設けること。
- ④ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 航行予定時間が8時間以上の船舶の客席のうち旅客定員25人ごとに1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- ① いす席、座席又は寝台とすること。
- ② いす席が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、(1)②～④までに掲げる基準に適合すること。
- ③ 座席又は寝台が設けられる場合は、その収容数25人ごとに1以上は、(1)②～

④までに掲げる基準に適合するものであること。

4. 車いすスペース

- (1) 旅客定員100人ごとに1以上の車いすスペースを車いす使用者が円滑に利用できる場所に設けること。ただし、航行予定時間が8時間以上であり、かつ、客席として座席又は寝台のみが設けられている船舶については、この限りでない。
- (2) (1)により設けられた車いすスペース（以下単に「車いすスペース」という。）には、車いすを固定することができる設備を設けること。

5. 通路

- (1) 2. (1)の基準に適合する出入口及び2. (2)の基準に適合する車両区域の出入口と3. (1)又は(2)の基準に適合する客席（以下「基準適合客席」という。）及び車いすスペースとの間の通路のうちそれぞれ1以上は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 有効幅は、80cm以上とすること。
 - ② 手すりを設けること。
 - ③ 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
 - ④ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
 - ⑤ スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備を備えること。
 - ⑥ 通路の末端の付近の広さは、車いすの転回に支障のないものとする。
- (2) (1)の基準は、基準適合客席及び車いすスペースと船内旅客用設備（便所（8. (3)により準用されるI12. (2)の基準に適合する便所に限る。）、9. の基準に適合する食堂、1以上の売店（もっぱら人手により物品の販売を行うための設備に限る。）及び総トン数20トン以上の船舶の遊歩甲板（通常の航行時において旅客が使用する暴露甲板（通路と兼用のものは除く。）であって、基準適合客席と同一の甲板上にあるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）との間の通路のうちそれぞれ1以上について準用する。この場合において、(1)①中「80cm」とあるのは「120cm」と、(1)⑥中「支障のないものとする」とあるのは「支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回し及び車いす使用者同士がすれ違うことができる広さの場所を設けること」と読み替えるものとする。
- (3) (1)、(2)の通路に戸（暴露されたものを除く。）を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 有効幅は、80cm以上とすること。
 - ② 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

6. 階段

I5. ((1)ただし書、(3)ただし書及び(8)を除く。)の基準は、5. (1)及び(2)の通路に設置される階段について準用する。この場合において、I5. (1)中「手すりを両側に」は「手すりを」と読み替える。

7. 昇降機

- (1) 2. (1)の基準に適合する出入口及び2. (2)の基準に適合する車両区域の出入口と基準適合客席又は車いすスペースが別甲板にある場合には、5. (1)の基準に適合する通路に、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって車いす使用者その他の高齢者、**障害者等**の円滑な利用に適した構造のものを1以上設けること。
- (2) (1)により設けられるエレベーターは、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① かごの広さは、車いす使用者が乗り込むのに十分なものとする。
 - ② 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (3) **I**6. (1)、(5)、(7)及び(11)の基準は、(1)により設けられるエレベーターについて準用する。この場合において、**I**6. (11)中「有効幅は150cm以上」とあるのは「有効幅は140cm以上」と、「有効奥行きは150cm以上」とあるのは「有効奥行きは135cm以上」と読み替えるものとする。
- (4) (1)により設けられるエスカレーターは、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① エスカレーターが1のみ設けられる場合にあっては、昇降切換装置を設けること。
 - ② 勤務する者を呼び出すための装置を設けること。
- (5) **I**7. ((1)及び(6)を除く。)の基準は、(1)により設けられるエスカレーターについて準用する。
- (6) 基準適合客席又は車いすスペースと船内旅客用設備が別甲板にある場合には、5. (2)の基準に適合する通路にエレベーターを1以上設けること。
- (7) **I**6. ((4)を除く。)及び(2)②の基準は、(6)により設けられるエレベーターについて準用する。

8. 便所

- (1) 便所を設ける場合は、腰掛便座及び手すりが設けられた便房を1以上設けること。
- (2) **I**12. (1)の基準は、船舶に便所を設ける場合について準用する。
- (3) **I**12. (2)、**I**12. (3) (①及び③ただし書を除く。)、**I**12. (4) (③を除く。)及び**I**12. (6)の基準は、他の法令の規定により便所を設けることとされている船舶の便所について準用する。この場合において、**I**12. (4)④中「水洗器具」とあるのは「手を洗うための水洗器具」と、**I**12. (6)中「(3)①から③まで」とあるのは「(3)②、③ (ただし書を除く。)」と、「(4)②から④まで」とあるのは「(4)②及び④」と読み替えるものとする。

9. 食堂

もっぱら旅客の食事の用に供する食堂を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 出入口の有効幅は、80cm以上とすること。
- (2) 出入口には段を設けないこと。

- (3) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) 食堂には、いすの収容数100人ごとに1以上の割合で、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有するテーブルを配置すること。

10. 遊歩甲板

総トン数20トン以上の船舶の遊歩甲板は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 出入口の有効幅は、80cm以上とすること。
- (2) 段を設ける場合は、スロープ板その他の車いす使用者が円滑に通過できるための設備を備えること。
- (3) 戸（遊歩甲板の出入口の戸を除く。）を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合すること。
 - ① 有効幅は、80cm以上とすること。
 - ② 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。
- (4) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (5) 手すりを設けること。

11. 点状ブロック

階段及びエスカレーターの上端及び下端並びにエレベーターの操作盤に近接する通路には、点状ブロックを敷設すること。

12. 運航情報提供設備

目的港の港名その他の当該船舶の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。

13. 基準適合客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置の案内

- (1) 基準適合客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。
- (2) 基準適合客席、車いすスペース、昇降機、船内旅客用設備及び非常口の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。

14. 適用除外

- (1) 総トン数5トン未満の船舶については、この基準によらないことができる。
- (2) 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下本項において同じ。）が、その構造又は航行の態様によりこの基準により難い特別の事由があると認定した船舶については、1. から13. までに掲げる基準のうちから当該地方運輸局長が当該船舶ごとに指定したものは、適用しない。
- (3) VII6. (2) から (4) まで（(3)②を除く。）の基準は、(2)の認定について準用する。この場合において、VII6. (3)③中「車台番号」とあるのは「船名及び船舶番号又は

船舶検査済票の番号」と、Ⅶ6. (3)④中「使用の本拠の位置」とあるのは「就航航路」と読み替えるものとする。

(4) (3)により準用されるⅦ6. (3)の申請書は、運輸支局長又は海事事務所長を經由して提出することができる。

Ⅷ 航空機

1. 通路

客席数が60以上の航空機の通路は、3.により備え付けられる車いすを使用する者が円滑に通行することができる構造とすること。

2. 可動式のひじ掛け

客席数が30以上の航空機には、通路に面する客席（構造上の理由によりひじ掛けを可動式とできないものを除く。）の半数以上について、通路側に可動式のひじ掛けを設けること。

3. 車いすの備え付け

客席数が60以上の航空機には、当該航空機内において利用できる車いすを備えること。

4. 運航情報提供設備

客席数が30以上の航空機には、当該航空機の運航に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。

5. 便所

通路が2以上の航空機には、車いす使用者の円滑な利用に適した構造を有する便所を1以上設けること。

Ⅹ その他

その他必要な定義規定、経過措置（附則）を設ける予定。